保護者各位

長久手市教育委員会給食センター所長

欠食の届出期限改正について (お知らせ)

日頃から給食運営につきましては格別なる御理解、御協力をいただきありが とうございます。

さて、長久手市では、口座振替事務の都合上及び早期に欠食の届出を受ける ことで食品ロスを減らすため、令和5年度から欠食の届出期限を変更します。 今後とも御理解、御協力をよろしくお願いします。

記

1 欠食の届出期限

変更前	給食を受けない日の <u>3日以前</u> に届け出るものとする。
変更後	<u>原則として</u> 給食を受けない日の <u>10日前まで</u> に届け出るも
	のとする。

2 注意事項

転入等の理由により新規で給食を受けようとする場合の届出は、これまで どおり、「給食を開始する日の3日以前に届け出るものとする。」で変更あり ません。

3 その他

令和4年度の2学期及び3学期は給食費が通常の半額になっていましたが、 令和5年度は通常どおり、小学生220円、中学生260円に戻ります。 念のため申し添えます。御確認ください。

(連絡先 長久手市立長久手給食センター 担当 池田 電話 0561-62-3910)